

公的金融パネル「公的金融の今後：政策金融の是非」

コーディネーター 東北大学 鴨池 治

公的金融仲介組織は、郵便貯金、簡易保険、公的年金を資金の受入口とし、これらから財政融資資金特別会計を経て、あるいは政府金融機関が直接発行する債券をこれらが購入することによって、政府金融機関に資金が流れ、政府金融機関がそれぞれの政策目的に従って、資金不足主体に融資を行う組織である。「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」により、2001年4月から現在の形になった。従来、公的金融の果たしてきた役割として、資金の受入口において、全国一律の質の高い金融サービスを提供する、また、国民皆年金の下、安定した老後の生活を保証する、公債の消化を容易にする、政府金融機関の安定した長期融資によって、政策金融をきめ細かく行う、といった点が挙げられている。他方で、民間金融機関を中心として、官業の民業圧迫である、民間に任せられる業務は民間に任せ、官業は撤退すべきであるという考えも打ち出されてきた。また、住宅金融公庫のように、一般国民の税金で比較的裕福な階層に補助金を与える政策は公平性を欠くといった見解も出される等、様々な論点から公的金融の役割、存在意義について議論が交わされてきた。

政策金融は、政策目的を達成するために用いられる金融的な手法である。長期にわたり固定・低金利で貸出を行ったり、リスクの高い分野にも貸出を行ったりして、実行されてきた。政策金融には、コストがかかり、そのコストを上回る便益を国民に与えるものでなければならない。コストがかかるので政策金融は見直すべきであるという議論は短絡的である。同様に、便益だけでその必要性を論じることにも問題がある。また、全てを市場や民間に任せるべきだという考え方も一方的である。例えば、97年11月の北海道拓殖銀行の破綻後、借入が困難になった北海道の企業に資金を貸し出したのは政府金融機関である。国民経済全体を考えた民間金融と公的金融の棲み分けが必要となろう。さらに、金融ではなく税制で対応すべきだという議論もある。例えば、住宅金融において、住宅金融公庫の低利融資よりも、住宅ローン減税の政策にすべきだという考えがある。しかし、民間金融機関の審査が公庫より厳しくなって住宅ローンの借入ができない人には、減税の恩恵が及ばないのは明かである。住宅金融では、高品質住宅建設のきめ細かい誘導も重要な目的であった。住宅金融公庫が証券化に特化した場合、一定の条件を満たす住宅の債権のみを証券化する方法でこのような誘導が行われるかも疑問である。いずれにしても、学問的な裏付けのある議論の整理が焦眉の急になっているといえよう。

本パネルディスカッションにおいて、4人のパネリストから、公的金融に関する報告をお聞きし、2人のコメンテーターのコメントを伺った後、フロアーを交えて議論を深めていきたいと考えている。